

令和5年度 神戸市商店街・小売市場概況調査 委託仕様書

1. 業務目的

商店街・小売市場の最新の状況やニーズ、抱える問題などに加え、新型コロナウイルスの影響によってますます顕在化している空き店舗問題などの状況を把握し、各課題に応じた商店街・小売市場の活性化や空き店舗解消に向けた施策を立案するための概況調査を行う。

2. 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

3. 委託契約上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 調査概要

調査名称	令和5年度 神戸市商店街・小売市場概況調査
調査対象	市内の商店街・小売市場 約230団体
調査方法	郵送アンケート
アンケート項目	<ul style="list-style-type: none">○ 団体名称、所在地、代表者○ 商店街・小売市場の範囲（地図での図示を想定）○ 店舗数・会員数、店主や役員の年齢構成、業種構成○ 空き店舗の状況及び対策○ 活動状況○ 商店街・小売市場が抱える問題○ 景況感○ 共同施設の設置・改修状況
調査時期	令和5年12月～令和6年2月

※具体的な内容は、委託契約締結後、本市と協議のうえ決定すること。

※調査対象である約230団体の情報は、本市から受託者に提供する。

5. 業務内容

調査の実施（設計・調査・分析）及び施策の提言、商店街・小売市場の所在地マップの作成、その他関連事項を含めた一連の業務を委託する。なお、本仕様書に明記されていない内容であっても、事業の目的を達成するための業務提案を妨げるものではない。

(1) 調査設計

本市が提案する調査方法・調査票等への提言

※過去から継続している調査項目などについて、受託者へ本市から提案する予定。

※所在地マップの作成にあたっては、各商店街・小売市場への調査票とあわせて地図を送付し、当該商店街・小売市場の範囲を図示する作業等を求めることを想定。

(2) 調査・分析

① 調査票及び地図の準備、郵送（回答例・FAQ等の業務遂行に必要な書類作成を含む。）

② 調査票、地図の回収及び不備（回答漏れ等）の確認・対応

③ 未回答の商店街・小売市場への提出催促

※調査団体と連絡が取れない場合、当該団体を訪問し、提出を催促することも想定。

- ④ 回収済み調査票のデータ入力及び整形
 - ⑤ 回収した調査票及び地図の編綴
 - ⑥ 商店街・小売市場からの問い合わせへの対応及び記録
 - ⑦ データの集計及び調査結果のまとめ、考察
- (3) 商店街・小売市場の活性化に向けた施策の提言
- (4) 商店街・小売市場の所在地マップの作成（所在地マップの作成イメージは別紙1を参照）
調査で得た商店街・小売市場の範囲を基に、市内商店街・小売市場のマップの作成

6. スケジュール（予定）

内容	期限
委託契約締結	令和5年11月30日（木）まで（予定）
打ち合わせ（業務実施計画）	令和5年12月上旬
調査票及び地図の発送	令和5年12月下旬頃（年内の発送完了を希望）
調査票及び地図の回収	令和6年1月下旬～2月上旬頃
調査票及び地図の不備対応 未回答商店街・小売市場の催促対応	～令和6年2月下旬頃まで
団体数等の速報値出力	令和6年3月上旬
調査票のデータ集計 調査結果のまとめ 所在地マップの作成	～令和6年3月中旬頃
最終報告会	令和6年3月中旬

※具体的なスケジュールは、委託契約締結後、本市と協議のうえ決定すること。

7. 履行場所

本業務の作業場所、その他必要となる環境については、受託者の負担により用意するものとする。

8. 業務の進捗報告・成果物

- (1) 業務の実施・検討においては本市と十分に連携し、定期的（1か月に1回程度）に報告会及び調整を行い、記録（議事録）を作成すること。
- (2) 令和6年3月中旬を目処に最終報告を実施すること。
- (3) 以下の成果物を納入期限までに納品すること。なお、各種提出物は、可能な限り編集可能な元データを添付すること。

成果物	納入期限	部数
業務実施計画書（※）	契約締結後10日以内	1部
製本済み調査報告書（A4）	令和6年3月29日（金）	5部
調査報告書（電子データ）		1部
回収した調査票及び地図		1式
集計データ（excel形式）		1部

※業務実施計画書に記載する必須事項は、次に掲げるとおりとする。

- ① 作業行程表
- ② 当該調査に係る人員体制（所属、役職、氏名等）

9. 納品場所

神戸市経済観光局商業流通課（神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階）

メールアドレス：shogyo@office.city.kobe.lg.jp

10. 検査

- (1) 本業務を完了後速やかに本市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 成果物の納品後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担において訂正又は補足等、その他処置を講じるものとする。

11. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

なお、落札決定の日から5日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）

その他の必要な書類を提出しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を延長することができる。

(2) 委託料の支払い

本業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

委託契約書〔頭書〕（別紙2）及び委託契約約款（別紙3）を参照。

(4) その他

- ① 本契約にかかる神戸市契約規則第24条に定める契約保証金は免除する。
- ② 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

12. 特記事項

(1) 費用負担

本業務の遂行に伴う経費は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者の負担とする。（例：調査票等の印刷費、郵送料、所在地マップの作成にあたっての費用など）

(2) 法令等の遵守

本市から提供する資料等については、情報漏洩を防止するための適切な措置を講じること。受託者は、本業務を遂行するにあたって知り得た情報を、本市の書面による承諾を得ることなくその目的外に使用し、または第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。また、受託者は本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務を完了した後も、また同様とする。なお、業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(3) 再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託することは認めない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、業務の一部を委託することができる。なお、その場合においても再々委託は認めない。

(4) 成果物における著作権等の帰属

- ① 本業務により作成された成果物にかかる受託者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、本市に帰属、若しくは受託者は本市に譲渡すること。
- ② 受託者は、本市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、本市の行為に対し、著作者人格権を行使しないこと。

(5) 業務責任者の設置及び進捗管理等

受託者は、次に掲げる業務責任者を設置するとともに、本市と常に連絡や協議等を行い、委託業務の適切な進捗管理を行うこと。

① 業務責任者の設置

本業務の履行に関し責任者を選任し、本市に報告すること。（別紙 4 業務責任者通知書）

② 進捗管理等

本業務の進捗管理を行い、必要に応じて本市に報告すること。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

13. 問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局商業流通課

TEL : 078-984-0346 FAX : 078-984-0345

メールアドレス : shogyo@office.city.kobe.lg.jp

(付属資料)

別紙 1 所在地マップのイメージ図

別紙 2 委託契約書〔頭書〕

別紙 3 委託契約約款

別紙 4 業務責任者通知書

(参考資料)

- ・平成 31 年度 神戸市「商店街・小売市場」概況調査票
 - ・令和元年度 神戸市「商店街・小売市場」概況調査結果
- ※調査結果については、下記 URL を参照。

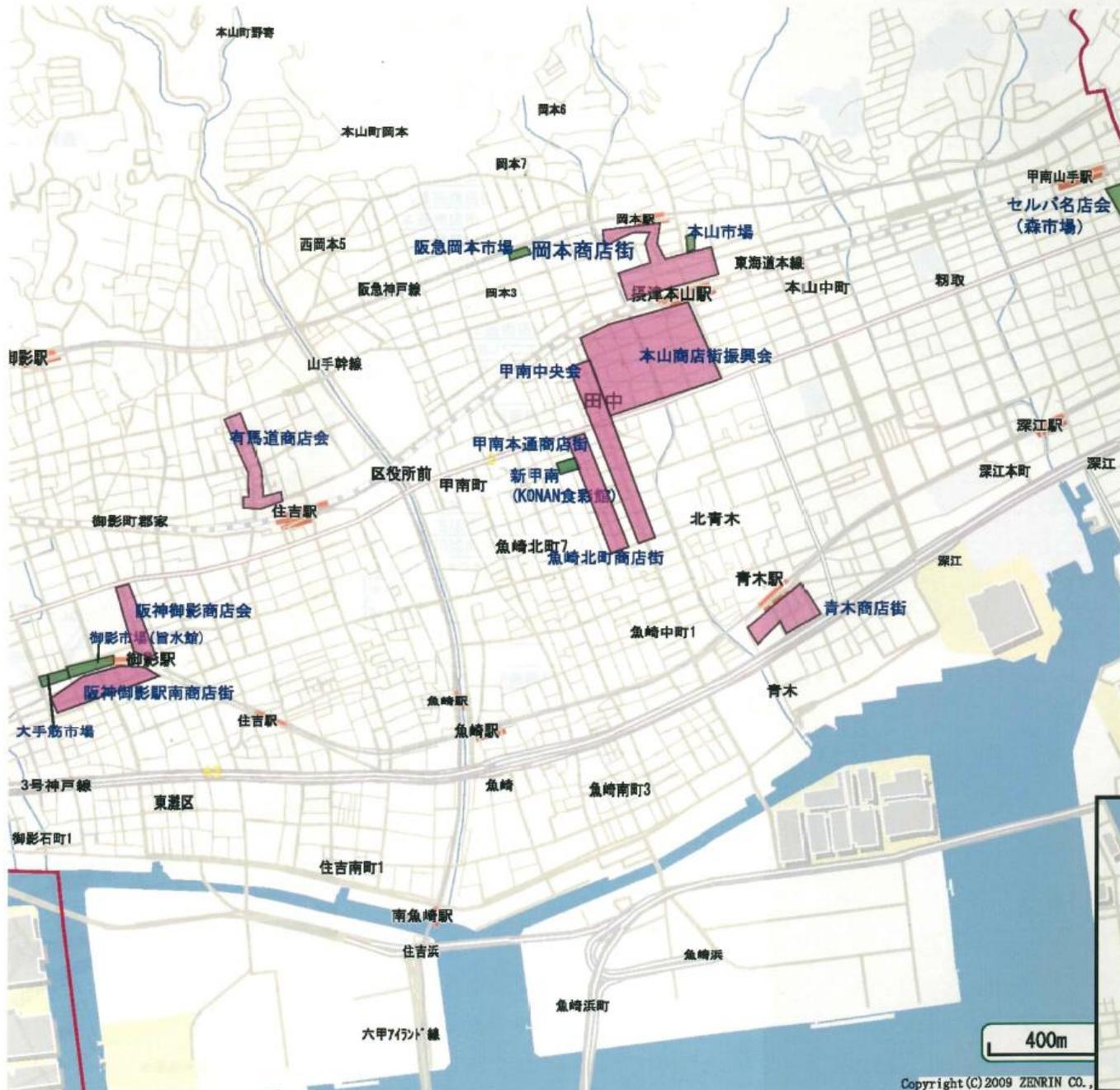
URL: <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/15112/r1survey.pdf>

東灘区商店街・小売市場地図



【東灘区】

本山市場
岡本商店街振興組合
阪急岡本市場
セルバ名店会 (森市場)
本山商店街振興会
甲南中央会
甲南本通商店街振興組合
新甲南協同組合 (KONAN食彩館)
魚崎北町商店街振興組合
青木商店街
有馬道商店会
阪神御影商店会
阪神御影駅南商店街
協同組合御影市場 (旨水館)
大手筋市場
セルバ名店会 (森市場)
六甲アイランドリバーモール地域商業協同組合



令和5年度 神戸市商店街・小売市場 概況調査業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 （部分払、前金払又は概 算払により支払うもの は、その旨、その金額及 び支払う時期）	金〇〇円 （うち、消費税および地方消費税相当額〇〇円含む）
精算を行う場合の方法	なし
2 契約保証金（第3条関 係）	免除
3 委託業務の履行に係る 期間又は期日（以下「委 託期間等」という。）	委託契約日から令和6年3月29日
債務負担行為又は長期継続契約に 該当する場合は、その旨	なし
4 甲が乙に対し委託業務 の履行のために必要な機 械器具等、設備等を提供 する場合の有償・無償の 別 有償の場合の金額（第18 条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書 による納付の別、及び控除（納 付）時期	
5 別紙委託契約約款のう ち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付 加する条項	なし
7 担保期間（第13条）	なし

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年11月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

印

乙

印

委託契約約款

令和5年4月1日改正

第1条(総則) 甲は、仕様書、設計図書(別冊の設計書、図面等(甲の承諾を必要とする乙が作成した詳細図等を含む。)及び質疑回答書をいう。以下同じ。)に定める業務(この契約書において「委託業務」という。)の給付を委託し、乙はこれを受託して甲のために誠実に履行する。

2 乙は、頭書の表第3項に定める委託期間等において委託業務を履行しなければならない。

3 この契約は、頭書の表第3項に定める委託期間等の経過をもって、なお効力を有すると定められた規定を除いて終了するものであって、別途契約の締結をすることなくこの契約が更新されるものと解することはできない。

第2条(再委託等の禁止) 乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託(請負その他これに類する行為を含む。)(以下「再委託」という。)してはならない。

3 甲は、次に掲げる再委託の承諾をすることはできない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により委託した歳入の徴収又は収納の事務の再委託

(2) 委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託

4 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、本契約にもとづく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。

5 乙が、前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の目的物に係る仕事に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、前項本文の承諾をしなければならない。かかる場合において、乙は、請負代金債権の譲渡によって得た資金を、本契約の目的物に係る仕事以外に使用してはならない。

6 前項の場合において、乙は、甲の承諾後速やかに、請負代金債権の譲渡によって得た資金の用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

第3条(契約保証金) 乙は、この契約の締結と同時に、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するため、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。ただし、乙は、当該保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずるこ

- とができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、契約金額(委託料総額。以下同じ。)の100分の3以上としなければならない。
 - 4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約については、その額を契約金額の100分の10以上としなければならない。
 - 5 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第28条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 6 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 7 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の3（第4項に該当する場合は100分の10）に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
 - 8 甲は、この約款に特別な定めがある場合を除き、委託業務の最終の履行確認後、第1項第1号の契約保証金又は同項第2号の有価証券等を乙に返還するものとする。

第4条（検査） 乙は、契約の履行が完了したときは、甲への給付の前に、甲の検査を受けなければならない。ただし、検査は、神戸市契約規則（昭和39年3月神戸市規則第120号）第5章第2節又は第3節その他の法令に定めるところにより行う。

- 2 前項の検査は、乙からの履行届の提出があった日から10日（委託業務が工事である場合は、14日）以内に行うものとする。
- 3 第1項の検査の結果、その給付の内容の全部又は一部がこの契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、乙に対し、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、甲が乙から是正又は改善を終了したとして再度履行届の提出を受けた日から10日（工事である委託業務については、14日）以内とする。

第5条（延滞違約金） 乙は、その責に帰すべき理由によって、頭書の履行期限内に契約を履行しないときは、延滞1日につき契約金額（甲が利益を受けると承認した可分な既履行部分を除く）の1,000分の1に相当する額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。

第6条（委託料） 委託業務に係る委託料（以下単に「委託料」という。）は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。

- 2 甲は、前金払又は概算払により支払うことと頭書において定めている委託料（以下「前金払等委託料」という。）について、乙からの甲の定める様式による請求書（以下単に「請求書」という。）の提出があったときは、速やかに支払うものとする。
- 3 甲は、前金払等委託料以外の委託料について、甲が給付の検査を終了した後乙から請求書の提出があったときは、提出日から30日（工事に係る委託料については、40日）以内の日までに支払うものとする。
- 4 甲が乙から請求書の提出を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を乙に通知する

ものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、前項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が軽微でなく、乙の故意又は重大な過失によるものであったときにあっては、適法な支払請求があったものとし、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものとする。

第6条の2（工事又は測量に係る前金払） 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する土木建築に関する工事又は測量に係る契約のうち、甲があらかじめ指定した契約については、同条第4項の保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「前金払保証契約」という。）を締結したときに限り、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の前払を請求することができる。ただし、その額は、甲の指定した額によるものとする。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。

4 前3項の規定により前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約を変更した結果、契約金額が2割以上増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を、甲は、乙に追加払し又は乙をして還付させることができる。

第6条の3（前金払保証契約の変更） 乙は、契約金額が増減した場合又は契約内容の変更その他の理由により履行期限を延長した場合において、甲が必要と認める場合には、直ちに前金払保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第6条の4（前払金の使用等） 乙は、前払金を、次の各号に掲げる業務について、それぞれ当該各号に定める経費以外の支払に充当してはならない。

(1) 設計・調査 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(2) 測量 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(3) 工事その他 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この契約において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費等この契約において甲が必要と認める経費

第6条の5（前金払保証契約の解除） 甲は、前金払保証契約が解除されたときは、乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

第7条（随時検査） 甲は、必要があると認める場合には、随時検査を行うことができる。

2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の検査に準用する。

第8条（成果物） 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属、若しくは乙は甲に譲渡する。

2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権を行使しない。

3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。

第9条（特許権等の使用） 乙は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第10条（特許権等の発明等） 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

第11条（知的財産権等の保証） 乙は、甲に対し、成果物が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）等を侵害していないことを保証する。

2 乙の成果物が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果物を甲に無償で納入しなければならない。

第12条（危険負担） この契約の成果物について、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の委託業務が履行できなくなったときは、甲は契約を何らの催告なしに解除することができる。契約を解除しない場合でも、契約金の支払いを拒絶することができる。

第13条（契約不適合責任） 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない成果物を甲に給付したとき（給付を要しない場合にあつては、業務終了時に成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合）は、甲の指定する期間内に取替え、補修その他の措置を講じなければならない。ただし、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から頭書の担保期間内にその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

2 乙が、成果物の給付の時に前項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、頭書の担保期間に関わらず、乙は前項の責任を負う。

3 担保検査については、第4条第1項の規定を準用する。

第14条（業務責任者） 乙は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、業務責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下単に「従業員」という。）の指揮監督を行わせるとともに、委託業務の履行の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 乙は、業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときに甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。

5 甲が乙に対して委託業務に関する連絡等を行うときは、業務責任者に対して行うものとする。ただし、やむを得ず急を要する場合はこの限りでない。

第15条（作業場所及び作業者の届出） 乙は、別紙仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合において甲の求めがあったときは、当該作業場所を甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも、同様とする。

2 乙は、従業員のうち、委託業務を履行するための作業者を乙の責任で人選（従事させる作業人員数の決定を含む。）をして配置し、甲の求めがあったときは、その者の氏名を甲に届け出なければならない。作業者を変更するときも、同様とする。

3 前2項の規定は、甲又は甲の職員が乙の従業員に対する指揮命令権を有することを認めるためのものとも、甲が乙の従業員に対する事業主としての責任を負うためのものとも解してはならない。

第16条（使用者としての責任） 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づく従業員に対する使用者としての責任を負わなければならない。

2 乙の従業員の労働時間及び休憩又は休暇の取得は、甲の施設管理上支障がある場合を除くほか、乙が自己の責任において定めるものとする。

第17条（協力） 甲は、乙の委託業務履行のために必要な文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「文書等」と総称する。）を、乙の申出により、貸与し、又は閲覧させることができる。

2 乙は、前項により貸与され又は閲覧した文書等を委託業務履行以外の目的に使用してはならない。

第18条（機械器具等の使用） 乙は、委託業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品等（以下「機械器具等」という。）を、乙の責任と費用により調達しなければならない。

2 甲が、乙に対し、委託業務の履行に当たり、前項の機械器具等を提供する場合、これを有償とする。ただし、当該機械器具等を使用することが委託業務の履行に必要不可欠であり、かつ、委託業務の要素であると認められる等の理由により、甲が当該機械器具等を指定してこれを乙に提供する場合には、この限りでない。

3 乙は、前項の提供に対する対価として、甲に対し、頭書の表第4項に定める額の金員

を甲に支払わなければならない。

- 4 前項に規定する対価は、甲が、委託業務の最終の履行確認後、委託料の額から前項の額を控除した額を乙に支払うことにより決済するものとする。甲が乙に対して支払う委託料の額が前項に規定する対価の額を下回るときは、甲は、委託業務の履行確認後又はこの契約の終了後に、乙に対し、その差額を請求することができる。
- 5 甲は、乙に対し、資材置場、光熱用水、従業員用控室、ロッカー等の委託業務の履行のために必要であると甲が認める設備等（以下「設備等」という。）を、委託業務の履行中、有償又は無償で提供することができる。ただし、有償の場合における対価の決済方法は、前項を準用する。
- 6 第2項及び前項の規定により、甲から乙に提供するものの品名、数量、対価、引渡場所及び引渡時期等は、仕様書に定めるところによる。

第19条（施設の使用） 委託業務の内容が甲の施設内でなければ履行できないものであるときは、乙は、仕様書に定めるところにより、委託業務履行のために甲の施設を使用することができる。

- 2 前項の使用は、乙に対し、委託業務と関連せずに甲の施設を使用する権原を与えるものではない。
- 3 乙は、甲の許可なく、甲の施設内に乙の委託業務履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。
- 4 乙は、委託業務が終了したときは、甲の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物を速やかに搬出しなければならない。

第20条（甲の機械器具等及び設備等に対する保管義務等） 乙は、第18条第2項の規定により提供された機械器具等、同条第5項の規定により提供された設備等及び前条第1項の規定により使用する施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、乙の責に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは、乙はそれにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、甲は、甲に生じた損害額を委託料又は契約保証金から控除することができる。
- 3 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、委託期間等が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに原状に復して甲に対し返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

第21条（監督） 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15第1項の規定により、この契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって乙の必要な監督をするものとする。

- 2 甲は、必要があると認める場合には、乙による契約の履行について監督員を指定することができる。
- 3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づいて、乙又は代理人に対して必要な監督を行うものとする。
- 4 この契約書に規定する甲の乙に対する指示、調査、監査等の権限は、第1項の権限に基づくものであって、これらの権限に基づき甲又は甲の職員が乙の従業員に対して直接指揮命令することができるものと解してはならない。
- 5 甲の乙に対する第1項の権限の行使は、急を要する場合を除くほか、原則として第14条の業務責任者を通じて行うものとする。

第22条（調査等） 甲は、この契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

第23条（監査） 甲は、委託業務が情報処理業務である場合であって、その履行に関し必要があると認めるときは、定期的又は随時に監査を行うことができる。

2 乙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

第24条（事故発生時の報告義務等） 乙は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

第25条（契約終了等の後の措置） 乙は、委託業務を処理するに当たって甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した文書等その他の物品を善良な管理者の注意をもって管理し、契約終了等の後、甲の所有に属するものは直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。複製物についても同様とする。ただし、甲が別に書面により指示したときは、その方法によるものとする。

2 乙は、委託業務の履行に当たって甲の土地上又は建物若しくは工作物の内部に動産等を置き、又は第三者に置かせたときは、契約終了等の後直ちにこれを撤去し、原状に復させなければならない。

3 前項の場合において、乙が、正当な理由もないのに、一定の期間内に物件を引き取らず、その他原状に復さないときは、甲は、通知の上、乙に代ってこれを処分することができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。処分された物件について、第三者の所有権について紛争が生じた場合は、乙は、乙の責任と負担において当該紛争を解決する。

4 前3項の規定にかかわらず、甲の所有に属さない物件について、甲は、引取りを必要と認めた乙の履行部分について相当代金を乙に交付し、これを甲に帰属させることができる。

第26条（甲の解除権） 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに契約を解除することができる。

(1) 頭書の契約期限内に委託業務を履行しないとき、又はその見込みがないとき。

(2) 乙又はその使用人が、本市係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。

(3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他の契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。

(4) 第2条第2項、第4項及び第5項後段に違反したとき

(5) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。

(6) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。

(7) 乙が甲に対するこの契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。

(8) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により委託業務に係る事業を行わなくなると認

めるとき。

(9) 乙が法人その他の団体である場合にあっては、乙が合併、分割又は解散をするとき。

(10) 乙が自然人である場合にあっては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、補佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。

(11) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の目的が達成することができないと認めるとき。

2 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは契約を解除することができる。この場合、契約保証金は解除後直ちに乙に返還する。

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第27条（乙の解除権） 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 甲の都合による契約内容の変更により、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。

(2) 甲の都合による契約内容の変更により、契約履行の中止日数が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。

第28条（解除に伴う措置） 甲は、契約を解除した場合において、可分な履行部分の給付によって甲が利益を受けると甲が承認したものについて、これに相当する金額を支払う。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は甲に帰属するものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により同項の保証を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として前項の規定による支払額から控除又は乙に対し請求できる。

(1) 第26条第1項各号、第31条第7項、第32条第2項又は第33条第1項の規定により契約を解除した場合

(2) 乙が契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示し、乙の契約上の義務について履行不能となった場合。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第29条（個人情報等の保護） 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面

- による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。
- 5 前3項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。
 - 6 乙は、委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。
 - 8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。
 - 9 甲は、乙が委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。
 - 10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。
 - 11 乙は、委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第30条 (情報セキュリティポリシー等の遵守) 乙は、委託業務がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、神戸市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

- 2 乙は、委託業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、情報セキュリティ遵守特記事項に記載された事項を遵守しなければならない。

第31条 (談合その他の不正行為に対する措置) 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、この契約による契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- (6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第1項に規定するこの契約による契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。
- (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
- 4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 5 乙が共同企業体である場合は、前4項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。
- 7 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第32条（暴力団等の排除に関する措置） 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。
- (5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な

- 援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。
 - (7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - 2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
 - 3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。
 - 4 乙が本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。
 - 5 乙が第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
 - 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
 - 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。
 - 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

- 第33条（適正な賃金の支払に関する措置）** 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を他人に履行させる場合においては、当該他人との間に前項から次項までの規定の趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない。
 - 3 甲は、乙が甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を履行させるために使用する再委託先がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、乙に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。
 - 4 第1項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。
 - 5 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
 - 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
 - 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第34条（重要な契約義務違反に対する措置） 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1項、第2項若しくは第4項の規定に違反したとき
- (2) 第8条第3項の規定に違反したとき
- (3) 第29条の規定に違反したとき
- (4) 第30条の規定に違反したとき

2 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

3 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第2項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第2項の額を甲に支払わなければならない。

5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第35条（損害賠償） 乙が契約上の義務の履行をしないとき又は義務の履行ができないときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第5条の規定による延滞違約金は、前項の損害賠償金としての遅延損害金の予定又はその一部と解する。

3 第1項の損害賠償金は、契約金額より控除し、又は第3条の契約保証金（又はこれに代わる担保）を充当することにより徴収できる。

4 第28条第2項により乙が違約金（契約保証金を納付していた場合には、当該契約保証金又はこれに代わる担保）の支払い義務を負った場合において、甲の損害が契約保証金相当額を上回るときは、甲は、乙に対し、その差額について損害の賠償を請求できる。

第36条（第三者の損害） 乙がこの契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者（甲の職員その他従業員を含む。）に損害を与えた場合において、甲が同損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

第37条（違約罰、延滞利息等） 第31条第1項及び第3項、第32条第3項、第33条第4項、並びに第34条第1項に規定する違約罰は、第35条の規定による損害賠償額の予定又はその一部には含まれない。

2 第31条第4項、第32条第5項、第33条第5項、並びに第34条第2項に規定する延滞利息は、第5条の規定による延滞違約金の予定又はその一部には含まれない。

3 甲は、第5条、第31条第1項、第3項及び第4項、第32条第3項及び第5項、第33条第4項及び第5項、第34条第1項及び第2項に規定する延滞違約金、違約罰又は延滞利息を契約金額又は第3条の契約保証金による充当により徴収することができる。

第37条の2（相殺） 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、相殺の充当の順序は甲が指定することができる。

第38条（契約の変更等） 経済状況の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不相当となったときは、甲と乙が実情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

第39条（専属的合意管轄その他雑則） この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

5 この契約の手続きにおいて使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。

6 この契約における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

第40条（印紙税） 印紙貼付の要否、及び額は乙の責任において確認しなければならない。

第41条（業者調査への協力） 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

第42条（疑義の解釈） この契約について、疑義が生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、神戸市契約規則その他関係の法令によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

2 前項の規定は、この契約に基づく権利義務以外の権利義務をこの契約に係る変更契約を締結せずに設定できるものと解釈してはならない。

業務責任者通知書 (□当初 □変更)

年 月 日

神戸市長 あて

受託者

住所 _____

氏名 _____

下記のとおり業務責任者を選任しましたので、通知します。

委託業務の名称	
契約締結日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
委託金額	円 (うち、消費税額 円)
業務責任者	氏 名 : 部 署 ・ 役 職 : 連 絡 先 (TEL) : メー ル ア ド レ ス :

平成31年度 神戸市「商店街・小売市場」概況調査

団体名： _____

連絡先 Tel _____

回答者： _____ (団体での役職名)

※ 以下、すべての回答は、平成31年5月1日現在の状況を踏まえて回答してください。

【はじめに商店街・小売市場の状況についてお伺いします (問1～問4)】

問1. 貴商店街・小売市場のタイプは下記のどれにあたりますか。該当する数字を1つ選び○印をつけてください。

- ① 近隣型 (徒歩または自転車などにより買物を行う)
- ② 地域型 (近隣型よりもやや広い商圈であることから、徒歩、自転車、バス等公共交通機関で来る)
- ③ 広域型 (百貨店、量販店等を含む大型店があり、地域型よりやや広い)
- ④ 超広域型 (百貨店、量販店等を含む大型店があり、有名な専門店、高級専門店を中心に構成され、遠距離から来る)

問2. 貴商店街・小売市場の現在の状況をお聞かせください。また、ここ3年間でどのように変化しましたか。該当するものに○を入れてください。(① 増えた ② 減った ③ 変わらない)

	総店舗数(a) + (b)			
		営業店舗数(a)		空き店舗数(b)
			うちチェーン店舗数	
組合員	店	店	店	店
非組合員	店	店	店	店
3年間の 推 移	①増えた	①増えた	①増えた	①増えた
	②減った	②減った	②減った	②減った
	③不 変	③不 変	③不 変	③不 変

※「チェーン店舗」とは、ブランドや営業等が多数の店舗で統一的に管理された店舗のこと。スーパー、コンビニエンスストアのほかファストフード店、ドラッグストア店等が該当する。

問3. 貴商店街・小売市場の来街者数は、ここ3年間でどのように変化しましたか。

- ① 増えた
- ② 減った
- ③ 変わらない

問4. 貴商店街・小売市場で問題となっていることを3つまでお答えください。

- ① 商圈人口の減少
- ② 大型店やスーパー、インターネット販売などへの顧客流出
- ③ 他地域、他都市への顧客流出
- ④ 顧客ニーズの変化
- ⑤ 店舗などの老朽化
- ⑥ 駐車場・駐輪場の不足
- ⑦ 後継者問題
- ⑧ 業種構成に問題がある
- ⑨ 集客力が高い・話題性のある店舗や業種が少ない、または無い
- ⑩ 客単価が減少している
- ⑪ 空き店舗の増加
- ⑫ 商店街・小売市場等の組織化や活動に非協力的
- ⑬ 共同施設の老朽化や処分、維持経費などの負担
- ⑭ その他（具体的に)

問4-2. 変化したと感ずる顧客ニーズをお答えください。

- ① 高齢化による嗜好の変化
- ② 少子化による嗜好の変化
- ③ 共働き世帯の増加による買物時間帯の変化
- ④ ネット通販など在宅における買物志向の変化
- ⑤ その他（具体的に)
- ⑥ 変化を感じない

問4-3. 上記で「⑦後継者問題」とお答えの方にお聞きします。

- ① 後継者（親族等）が継ぐ予定だが不安がある
 - ② 後継者に継ぐ意志がない
 - ③ 経営者が後継者に継がせるつもりがない
 - ④ 後継者がいない
 - ⑤ その他（具体的に)
- 

問4-4. 上記で②～④とお答えの方にお聞きします。

- ① 別の第三者に継がせる予定だ
- ② 別の第三者に継がせたいが不安がある。
- ③ 別の第三者が見当たらない
- ④ 別の第三者に売却する（又は商売替えを行う）
- ⑤ その他（具体的に)

問1 1. 貴商店街・小売市場に、商店街・小売市場組織とは別にオーナー会（土地・建物の所有者が集い話し合う会）はありますか。

- ① ある
- ② ない（今後結成する予定である）
- ③ ない（今後も結成する予定は無い）

問1 2. 貴団体では、会員（組合員）から会費を徴収していますか。

- ① 徴収している
- ② 徴収していない ⇒ 問1 2-4へ

問1 2-2. 会費の平均月額（1会員あたり）は、どのくらいですか。

- ① 3,000円未満
- ② 3,000円以上5,000円未満
- ③ 5,000円以上1万円未満
- ④ 1万円以上2万円未満
- ⑤ 2万円以上

問1 2-3. 会員（組合員）のうち、会費未納入の会員は何割程度ですか。

- ① 未納会員はいない
- ② 未納会員は1割程度
- ③ 未納会員は2～3割程度
- ④ 未納会員は4～5割程度
- ⑤ 未納会員は5割以上

問1 2-4. 会費以外の収入がありますか？

- ① 家賃や駐車場収入等、収益がある。
- ② 過去の積立金がある。
- ③ 必要に応じて徴収している。
- ④ その他（具体的に ）
- ⑤ 収入はない。

問1 3 貴団体の年間予算はどのようになっていますか。

平成30年度予算（ 万円）

問1 3-2 それは5年前に比べてどうですか。

- ① 増えた
- ② 減った
- ③ 変わらない

問 14. 貴団体では、諸活動を行うにあたって中長期的な商店街・小売市場等のビジョンや将来計画を持っていますか。

- ① 持っている（計画名 _____）
- ② 作る予定
- ③ 持っていない

問15. キャッシュレス決済について、貴団体の状況はどうか。

- ① 既に取り組んでいる。
（具体的に _____）
- ② 必要性を感じているが何もできていない
- ③ 必要性を感じない

問16. インバウンド（外国人観光客）について、貴団体の状況はどうか。

- ① 増えてきている
- ② 変化はない
- ③ あまり来ない

問16-2. インバウンド（外国人観光客）について、今後どのようにお考えですか。

- ① すでに取り組んでいる（具体的に _____）
- ② 今後取り組んでいきたい
- ③ 取り組む予定はない

問17. 空き店舗について、貴団体の状況はどうか。

- ① 空き店舗はない
- ② 店舗を閉めたまま特に貸す様子がない（ _____ 店舗）
- ③ 閉店したあと所有者が住んでいる（ _____ 店舗）
- ④ 空き地になった（ _____ 店舗）
- ⑤ 住宅、マンションが建った（ _____ 店舗）
- ⑥ その他（具体的に _____）

問17-2. 空き店舗がある場合、どのような理由で発生するとお考えですか。（複数回答可）

- ① 家賃の高止まり
- ② 施設の老朽化
- ③ オーナーに貸す意思がない或いは住んでいる
- ④ 貸し手が見つからない
- ⑤ その他（具体的に _____）

問18. 空き店舗の発生に対して、現在貴団体ではどのような取り組みを行なっていますか。

- ① 家主に対する賃貸の要請（複数回答可）
- ② 家賃補助、改装費などの補助
- ③ 業種・業態を考慮したうえで積極的に店舗を誘致する
- ④ 商店街にとってマイナスとなる店舗の進出（出店）の抑制
- ⑤ 駐車場または駐輪場として活用・利用
- ⑥ コミュニティ施設（イベント・交流サロン・子育て支援・休憩所など）として活用

- ⑦ NPO、産学官連携などの活動の場として提供
- ⑧ 創業者支援（小売未経験者のチャレンジショップ等による店舗開業）の場として活用
- ⑨ 空き店舗情報の積極的な発信による新規出店の促進
- ⑩ 家主と協力し、住居賃借向けに改装
- ⑪ その他（)
- ⑫ 特に取り組んでいない

問19. 空き店舗の発生に対して、今後貴団体ではどのような取り組みを行ないたいですか。

- ① 家主に対する賃貸の要請 (複数回答可)
- ② 家賃補助、改装費などの補助
- ③ 業種・業態を考慮したうえで積極的に店舗を誘致する
- ④ 商店街にとってマイナスとなる店舗の進出（出店）の抑制
- ⑤ 駐車場または駐輪場として活用・利用
- ⑥ コミュニティ施設（イベント・交流サロン・子育て支援・休憩所など）として活用
- ⑦ NPO、産学官連携などの活動の場として提供
- ⑧ 創業者支援（小売未経験者のチャレンジショップ等による店舗開業）の場として活用
- ⑨ 空き店舗情報の積極的な発信による新規出店の促進
- ⑩ 家主と協力し、住居賃借向けに改装
- ⑪ その他（)
- ⑫ 特に取り組む予定はない

問20. 貴団体における共同施設の設置・改修・廃棄・廃止についてお伺いします。

- (ア) 設置しているものに○を付けてください
- (イ) 改修したことがあるものに○を付けてください
- (ウ) 今後、検討しているものに○をつけてください

	(ア)	(イ)	(ウ) 予定		
	設置済み	改修済み	改修	廃棄・廃止	新設
1 アーチ					
2 アーケード					
3 街路灯					
4 冷房施設					
5 会館、集会室					
6 駐車場、駐輪場					
7 カラー舗装					
8 広場、小公園、休憩施設					
9 共同トイレ、インフォメーション等利便施設					
10 シンボル、モニュメント、彫刻、噴水等					
11 POSレジ等					
12 防犯カメラ					

問20-2. 貴団体の施設の維持管理費はどのようにされていますか。

- ① 徴収している会費で賄っている。
- ② 会費とは別に積み立てをしている。
- ③ 現在は徴収しておらず、積立金等を取り崩して維持している。
- ④ その他 ()

問20-3. 廃棄・廃止にかかる費用はどのようにされますか。

- ① 積立金等で賄う。
- ② 積立金と県市等の補助金を活用する。
- ③ 積立金と県市等の補助金を活用する上、追加で徴収する。
- ④ その他 ()

問21. 貴団体の商業活性化対策について下記表にてご回答ください。

- (ア) 現在取り組んでいる事業に○を付けてください
- (イ) 取り組み主体を (イ) 選択肢から選んでください
- (ウ) 連携先がある場合、(ウ) 選択肢から選んでください (複数回答可)
- (エ) 今後取り組んでいく事業に○を付けてください
- (オ) 応援隊を利用している事業に○を付けてください

		(ア) 現在の 取り組 み	(イ) 取 り 組 み 主 体	(ウ) 連 携 先	(エ) 今 後 の 取 り 組 み	(オ) 応 援 隊 の 利 用
1	賑わいイベント (季節のまつり・電飾 等)					
1-2	⇒来街者へアンケート調査などのニーズ調査					
2	個店の強化 (まちゼミ・一店逸品運動 等)					
3	組織強化 (人材育成・勉強会)					
4	紙媒体での魅力発信 (ガイドブック・マップ 等)					
5	デジタル媒体での魅力発信 (ホームページ 等)					
5-2	⇒更新頻度 (年間)	回			回	
6	販路拡大・商品開発					
7	買物弱者対策 (宅配サービス)					
8	空店舗活用 (店舗誘致、テナントミックス 等)					
9	キャッシュレス決済の導入					

(イ) の選択肢

- ① 理事会
- ② 青年部 (若手)
- ③ 婦人部 (女性)
- ④ その他

問25. 広報・事業の連絡担当者がある場合は担当者名と連絡方法をご記入ください。

ご担当者様 _____

(ご住所) 〒 _____

(お電話) _____ (E-mail) _____

※神戸市商業課のホームページから貴団体のホームページへのリンクを希望されますか。

- ① 希望する ⇒ ホームページ URL _____
- ② 希望しない

調査へのご協力ありがとうございました。

神戸市商業流通課職員一同より